

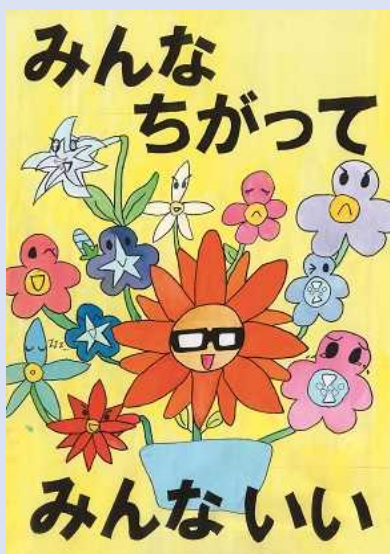
令和5年度 静岡県人権教育の手引き

想像しよう 共感しよう

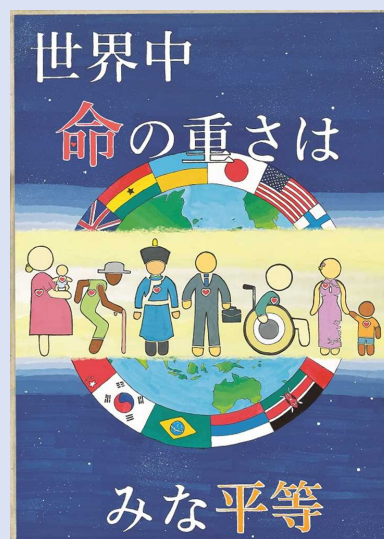
— 気づきから行動へ —



静岡市立南藁科小学校



静岡市立西豊田小学校5年
曾根渚彩さん



浜松市立飯田小学校6年
滝川瑠美さん

静岡県教育委員会



目 次

令和5年度 「静岡県人権教育の手引き」の活用にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 静岡県教育委員会の人権教育

- 1 静岡県教育委員会の人権教育基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 振り返りましょう あなたの人権感覚
 - (1) 身近な言動を見直そう・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 教職員の人権感覚チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 人権教育の推進体制に関するチェックポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 令和3・4年度人権教育研究指定校の実践
(沼津市立門池小学校・門池中学校 小中連携による研究)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 授業等で活用できる学習例集

- 1 個々の人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 子どもの人権を守ろう
 - 【教師用資料1】 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 学習例1 やさしい言葉をとどけよう・・・・・・・・小学生低学年(園児)から中学年・・ 13
 - 学習例2 知ろう! 「子どもの権利条約」・・・・・・・・小学生(高学年)から中学生・・ 14
 - 学習例3 大切だと思う権利は?・・・・・・・・中学生から高校生・・・・・・・・ 15
 - 学習例4 戦争から考える「子どもの権利条約」 中学生から高校生・・・・・・・・ 16
 - 【教師用資料2】 いじめ防止等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 学習例5 いじめを取り巻く“人”について考える・・小学生(中学年)から中学生・・ 18
 - 学習例6 インターネット・SNSトラブル・・・・・・・・小学生(高学年)から高校生・・ 19

第3章 理解を深めるための教材(教師用資料)

- 1 人権課題に関するトピック
 - (1) 多様性を尊重する学校・学級づくり ～「性の多様性」について考える～・・・・・・・・ 20
 - (2) ヤングケアラーへの理解と支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (3) 「生徒指導提要」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (4) 部落差別(同和問題)を解消しよう
 - (5) 外国人の人権を尊重しよう
 - (6) 感染症に関する偏見や差別をなくそう・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (7) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
 - (8) SDGsと人権
- 2 信頼される学校のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 【保護者用資料】「大切にしよう 子どもの権利」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 授業等で活用できる学習例集(令和2～4年度版「静岡県人権教育の手引き」より)・・ 29
- 5 関係機関及び相談機関の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 人権教育に関するDVD・書籍の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

令和5年度 「静岡県人権教育の手引き」の活用にあたって

「あたたかい心でいると相手も心があたたかくなるから、仲良くなれる。」「授業だけでなく、普段友達と話していても、うなずいたり、しっかり聴いたりしている。」この言葉は、令和4年度沼津市立門池小学校・門池中学校での人権教育研究指定校発表会の際に聞いた子どもの言葉です。

自他共に人権を尊重するこのような人権感覚は、どのように育まれたのでしょうか。取組の詳細は、8、9ページに掲載してありますが、大きな要因の一つには、人権に対する教職員の向き合う姿勢が考えられます。本研究に携わった教職員が事後研修で語った言葉「人権教育に取り組み始めてから、生徒を子どもとしてというより一人の人として見るようになった。」「研究を離れても、学校が変わっても、人権を大切にしたい。」がすべてを物語っていると思われます。教職員が磨き続けた人権感覚と人権の尊さや人権教育の重要さを認識し、「大切なことだから続けていこう」と全職員が同じベクトルで、地面に水がゆっくりしみこむように人権感覚を養い育てていく地道な取組を継続した成果ではないでしょうか。

現在、社会の複雑化、多様化に伴い、人権に関する様々な課題が顕在化しています。教職員による人権をめぐる問題も根絶されていません。教職員の人権感覚が問われています。今日、目の前の子どもたちに、どんな言葉掛けやかかわりをしましたか？子ども一人一人がかげがえのない存在であることを強く自覚し、一人の人間として尊重する姿勢で子どもたちにかかわることが重要です。子どもたちの伴走者として「あなたが大事」というメッセージを子どもたちに送り続け、人権尊重の雰囲気にもちあふれた学校づくりをしていきましょう。

本手引きには、子どものための学習例だけでなく、教職員のための資料も数多く掲載しました。昨年度までの手引きとともに静岡県すべての学校の人権教育推進のためにぜひ活用ください。

【活用のポイント】

- 教職員の人権感覚を磨くために
- 学校の人権教育推進のために
- 子どもの人権尊重の精神の涵養を図るために

第1章 静岡県教育委員会の人権教育

1 静岡県教育委員会の人権教育基本方針

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう推進する必要があります。

静岡県では、世界や国の様々な法や動向を踏まえ、「静岡県人権施策推進計画」及び「静岡県教育振興基本計画」を策定しました。一人一人がかげがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会の実現を目指しています。県教育委員会では、その理念に沿って基本方針を立て、幅広く施策を推進しています。

学校教育においては、子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるようにすることを目指します。

<基本方針>

【目標】	自他の人権を大切にする態度や行動力の育成
【キーワード】	「想像しよう 共感しよう」～気付きから行動へ～
【指導の重点】	○人権に対する正しい理解を深めること ○人権感覚を高めること ○自己肯定感を高めること

○人権に対する正しい理解を深めること

- ・自分にも人権があり、同じように他の人にも人権があります。人権問題は、特定の人の特定の問題ではなく、全ての人の日常生活に関わっている問題です。グローバル化が進展する社会において、多様な価値観や異なる文化を互いに認め合い、共に生きる意義を理解し認識を深めることが求められています。
- ・知識が足りないことで差別を生むことがあります。配慮した対応ができるようになるためには、まず正しい理解と認識が大切です。そのために、人権に係る研修をしていきましょう。

○人権感覚を高めること

- ・人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を望ましいと感じ、反対に侵害されている状態を許せないとする感覚のことです。人権感覚が高まると、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接したときに、直感的にそれはおかしいと感じ、人権への配慮がその態度や行動に表れます。
- ・人権感覚を高めるには、様々な事象や人とのかかわりの中で、人の気持ちや痛みを想像したり、共感したりする力を身に付けていくことが必要です。

○自己肯定感を高めること

- ・自己肯定感とは、自分自身をかけがえのない存在として、あるがままに認めることができる肯定的感覚のことを言います。自己肯定感が高まると、自己を高めようとする向上心や前向きに生活をしようとするエネルギーとなります。また、異なった価値観をもった相手に対しても受容的な態度をとることにつながります。
- ・一人一人の成長には、違いがあります。人と比べず、あたたかなまなざしと励まして個々の成長を認めていきましょう。

2 振り返りましょう あなたの人权感覚

(1) 身近な言動を見直そう

日常の何気ない言動や些細な出来事、当たり前だと思っていることを人权の視点で見直し、自分の人权感覚を振り返ってみることが大切です。

名前の呼び方

- Q 子どもを「おまえ」と呼んだり、名前を「○○」と呼び捨てで呼んだり、人によって呼び方を変えていませんか？
- 一人一人の子どもは、かけがえのない存在であり、人格を尊重するという趣旨から、呼び捨てにせず、男女ともに「さん」を付けて呼ぶことが大切です。

いじめの早期発見

- Q 子どもの行き過ぎた関わりを「じゃれあい」として見過ごしていませんか？
- 一方の子どもや周りの人が「遊び」のつもりでも、それをされている子どもがどう感じているのかを大事にして、表情や言動をよく観察したり、積極的に声を掛けたりすることで、いじめの早期発見につなげましょう。

押しつけ、思い込み

- Q 「一人っ子だからね。」「何をやっても遅い。」などと、子どもの個性や特徴（家庭環境、性格、能力特性、国籍等）の一部を捉えて、決めつけた見方をすることはありますか？
- 子どもの内面をよく理解し、常に子ども一人一人の立場に立った言動をすることが基本です。

パワーハラスメント

- Q 部活動の競技中などに、子どもがミスをした時、不適切な言葉で叱ったり、怒鳴ったりすることはありますか？
- 地位や立場を利用して、威圧的な言動をし、相手を萎縮させたり、一方的な指導に陥ったりしていないか考えてみる必要があります。
- 管理職や年上の教職員による同僚へのパワーハラスメントも許されません。自分の思い込みに固執するあまり、相手の気持ちに思いが至らず、人権的配慮を欠いた言動をしていないか振り返りましょう。

プライバシー

- Q 黒板の隅に、忘れ物をしたり、提出物を出していなかったりする子どもの名前や出席番号などをメモすることはありますか？
- 教室などに、課題等の提出状況や学習ドリルの進捗、身体的状況を示すグラフを掲示することもプライバシーに関わる重大な問題です。

セクシュアルハラスメント

- Q 子ども、または、教職員・保護者に対し、性的嫌悪感を与える言動を行っていますか？
- スキンシップや指導のつもりであっても、相手が不快と感じたら、それはセクシュアルハラスメントにつながります。親しみを込めたつもりでも、相手やそれを見た周囲の人がどう感じるか、考えて行動することが大切です。

教職員間の言動

- Q 教職員間で、子どものプライバシーを無視した会話がなされたり、からかいや嘲笑の対象として子どもの話をしたりすることはありますか？
- 日頃から、子どもや教職員の良さを見つけ、肯定的に受け止めるあたたかな雰囲気を醸成していきましょう。

(2) 教職員の人権感覚チェックシート

人権を尊重したかわりをするためには、まず自身の人権感覚を振り返ってみましょう。下のチェックシートの活用例を参考に取り組んでみてください。

【活用例】

- ①年3回、定期的にチェックをする。
 - ②チェックをし、個人で振り返った後に、気になる項目をグループワークで話し合う。
 - ③集計をとり、その結果を全体で共有し、成果や課題、具体的な取組について話し合う。
- 第1回 第2回 第3回

項目		○△×で評価してみましょう	/	/	/
1	見直そう人権感覚 (学級活動や授業等の場面で)	どの子どもにも積極的に挨拶をしている			
2		子ども一人一人の顔を見て、敬称を付けて名前を呼んでいる			
3		どのような理由があっても、体罰はしていない			
4		不調を訴える子どもの言葉を受け止めている			
5		子どもとの約束は守っている			
6		チャイムでの授業開始・終了など、時間を守っている			
7		丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている			
8		一人でぽつんとしている子どもに声掛けしている			
9		子どもの努力を認める言葉掛けをしている			
10		子どもたちが発言する機会を平等に与えている			
11		子どもの多様な意見や考え方を取り上げている			
12		間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していない			
13		子ども同士、兄弟姉妹などを比較していない			
14		欠席の子どもの机上等のプリントを確認し、欠席の子どもに渡している			
15		視力や聴力、身長、男女等に配慮した座席配置になっている			
16		保護者や地域の方々との連絡・協力体制があり、保護者の意見に耳を傾けている			
17		個人情報について、適切に取り扱っている			
18	見直そう人権感覚 (教職員同士で)	発言と行動に矛盾はない			
19		自分の価値観だけが正しいとは思っていない			
20		間違った言動をしてしまった時は、誤りを認め適切な行動を取っている			
21		不快に感じるかどうかは、相手(子どもも含む)の気持ちのみで決まることを理解している			
22		どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心掛けている			
23		他の教職員が気になる生徒指導をしていても、見て見ぬふりをしていない			
24		相手(子どもも含む)が、セクハラを止めてほしいと必ず意思表示するとは限らないことを理解している			
25		同僚が、ちょっと変だな、大丈夫かな、それはおかしいと思ったら教職員同士で声を掛け合ったり注意し合ったりしている			
26		研修や所属長からの指導を、他人事と思わずに、自分事として捉え自分の言動について振り返っている			
27		教職員間に、何でも話し合える協力体制がある			

3 人権教育の推進体制に関するチェックポイント

教育活動全体を通じて人権教育を推進していくために、自校の状況を確認し、改善を図っていきましょう。

- ①学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- ②校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- ③人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- ④人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- ⑤すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・作成に参加する体制がとられている。
- ⑥人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。
- ⑦人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- ⑧人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- ⑨教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- ⑩学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取組に生かされている。
- ⑪人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- ⑫教育の中立性が保たれている。

人権教育の指導方法等の在り方について
【第三次とりまとめ】(文部科学省)を参考に作成

県内学校における人権教育推進のための取組を紹介します！

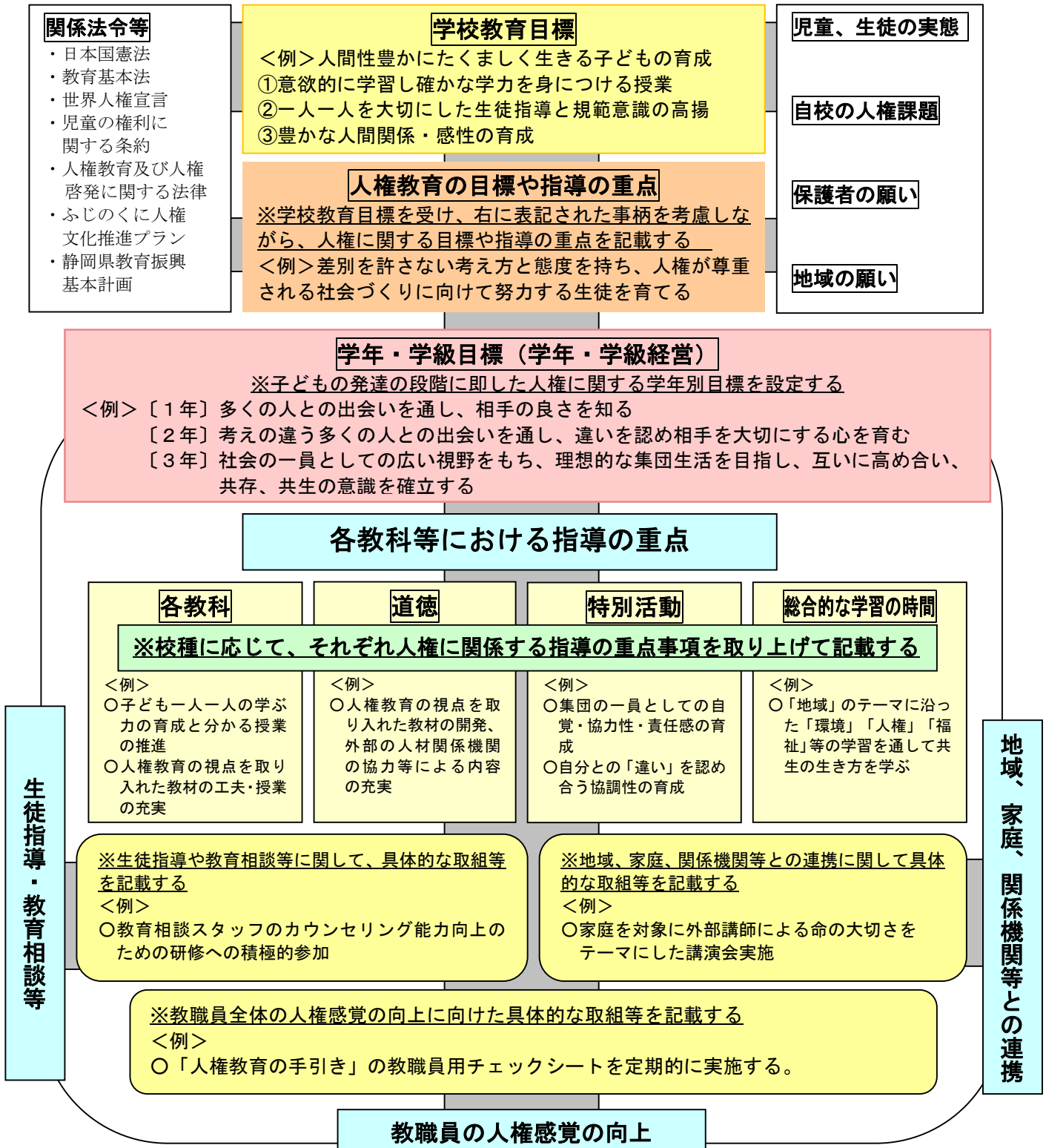
- ・人権教育全体計画を作成し、全職員で計画の確認をした。年間指導計画では、すべての学年の様々な教科において人権につながる学習を行っている。
- ・普段の授業や学校生活の中で、自己決定をする機会を設けたり、共感的場面を作ったり、振り返りの時間などで自分や仲間を見つめ直したりしている。
- ・探究でのSDGsの研究を通じて、子どもに人権に対する理解を深めさせ、自分が気になる人権侵害や不平等問題等に対して課題の解決策を考える学習をしている。
- ・友達を呼ぶときの敬称を「くん」「さん」から「さん」に統一した。理由について考える時間をとり、ジェンダーやLGBTについて学ぶ機会とした。
- ・日々の学校生活において、子どもたちのやりたい気持ちを尊重し、自分の思いを相手に伝える活動を通して、それぞれの立場を考える人権教育に取り組んでいる。
- ・人権週間では、朝の活動の時間に教員が子どもたちと一緒に人権について考える時間を設定している。
- ・人権の花「ひまわり」の栽培活動や人権講話の実施等、人権擁護委員と連携をしている。
- ・人権に関する掲示物を作成し、ギャラリー等に掲示して、子どもや教職員の人権意識の高揚に努めている。
- ・新しく赴任した教職員に、人権教育(同和問題)を実施している。
- ・命を守り人権を尊重した学校になるよう、年間4回の人権に関わる校内研修を実施している。
- ・教職員の朝の打合せの中で「人権教育の手引き」の中の「人権感覚チェックシート」の項目の中からテーマを1つ選び、そのテーマにまつわる話をしてもらっている。

(※R4人権教育担当者研修会アンケートより一部抜粋)

4 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成と見直し

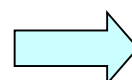
人権教育は、子どもや地域の実情に応じて、計画的、継続的、日常的に展開する必要があります。そのため、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的に取組を進めていくことが重要です。そして、毎年、見直しをすることは、教職員の共通理解を図る有効な方法にもなります。

人権教育全体計画<小・中学校、義務教育学校、特別支援学校小中学部> (例)



全体計画・年間指導計画の作成例と様式のデータは、こちら

静岡県教育委員会HP 人権教育



人権教育年間指導計画<高等学校、特別支援学校高等部1学年>作成例

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	「論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめる」を扱う題材					「叙述に即して的確に読み取る」を扱う題材					「考えを深めるために話し合う」を扱う題材	
地理歴史	自然環境と歴史	日本列島の中の世界の歴史								世界戦争と平和	地球社会への歩みと課題	
公民	わたしたちの生きる社会		青年期と自己の形成			現代の民主主義と日本国憲法				国際社会と人類の課題		
数学	数を用いた論理的な思考力を養う(各単元で)											
理科										生態系とその保全		
保健体育	安全な交通社会づくり					健康と意思決定行動選択				感染症の予防	心身の健康と自己実現	
芸術			ポスターの鑑賞					デザインの鑑賞			現代の音楽 世界の諸民族の音楽	
外国語	外国語の学習を通して、異文化を正しく理解する(各単元で)											
家庭	人生をみつめる					子どもを育てる		共生社会を生きる				
情報		情報システムと人間				情報モラルと社会のルール						
総合的な探究の時間	相手の立場に立って考える これからの自分を考える					世代を超えたコミュニケーション 保育体験実習				自己と対話する		
特別活動	SNSに関する講演・演習					いじめに関する討論						
道徳教育	教科の学習、探究、特別活動を通して人権について考える											
キャリア教育(進路指導)	キャリアパスポート(見直し)		目的を持ち、自分を磨き鍛える			やるべきことを明確にして準備を始める			キャリアパスポート(振り返り)			
生徒指導	あいさつ運動・交通安全指導											

5 令和3・4年度人権教育研究指定校の実践

【 沼津市立門池小学校・門池中学校 小中連携による研究 】

小中一貫 人権教育推進研究主題
互いの良さを認め合い、学び合う子の育成を目指して

＜小学校の研修主題＞
互いの良さを認め合い思いを言葉に表し、
伝え合い、学び合う子

＜中学校の研修主題＞
互いの良さを認め合い、豊かな心を育てる
生徒

9年間の継続した積み重ねを軸とした小中共通の取組

1 授業を軸とした取組

「あたたかな聴き方・やさしい話し方」の実践

- (1) ステップ表を活用した取組
他者受容・相手意識の育成
- (2) 子ども授業参観
- (3) 教職員授業参観
9年間で目指す子どもの姿と
現状を合わせて、「あたたかな聴き方・やさしい話し方」
についての話し合いを継続
- (4) 小中合同研修会
- (5) 要請訪問

あたたかな聴き方	Step	やさしい話し方
自分の考えをいつ話したらよいか、 自分の出番を考えながら聴く	Step11	話し合いの論点に沿って自分の出番を考えて話す
自分の考えを深めたり広めたりするつもりで聴く	Step10	結論から述べ、根拠を明らかにして話す
聴いた内容について考えを深めるために相談相手を選 択する	Step 9	日常生活等の経験をもとに自分の考えを話す
聴いた内容について相談する	Step 8	友達の考えを詳しく話す
話し手の言いたいこと、話題の中心をとらえて聴く	Step 7	友達の考えや意見につなげて話す
聞きやすい場所に移動して聴く	Step 6	聞き手の反応を確かめながら話す
自分の考えと比べながら聴く	Step 5	言いたいことを区切って話す
自分の考えをもって聴く	Step 4	みんなに聞こえるような声の大きさで話す
人の話を最後まで聴く	Step 3	みんなの方を向いて話す
うなずいたり、つぶやいたりしながら聴く	Step 2	ゆっくり話す
話すの方を見て聴く	Step 1	指名されたら返事をする

2 環境を整える取組

教職員が人権尊重のモデルとなる

- (1) 人権尊重の視点での振り返り・価値付け・見直し
当たり前のように取り組んできた活動の意義を考える
- (2) 教職員が自分自身を振り返り、相互に価値づける活動の実践

小学校	自身の人権感覚を見つめる小グループでの話し合い活動「ラポールタイム」
中学校	ChromeBookのJambord機能を活用しての人権に係るテーマの話し合い 教職員版「あたたかな聴き方・やさしい話し方ステップ表」の作成と自己評価
- (3) 小中合同研修でのグループワーク
KJ法などを用いて、中学校区として目指す子どものゴールの姿の共有と人権教育を進める
上で心掛けることについての話し合い
- (4) メンタリングサークルの活動
- (5) 職員間での認め合い活動
- (6) 人権だより等による啓発等

3 各校での取組

(1) 門池小学校

環境を整える取組～教職員の人権感覚を高めるために～

- ・認め合いの花(教職員同士で良いところや嬉しかったことなどを紹介し合う)
- ・池池 GOGO! (OJT を兼ねた有志による座談会)・人権教育だよりの発行

研究発表会当日の様子(参観者より)

- ・相手を受入れる「あたたかな聴き方」と相手を意識した「やさしい話し方」が随所に見られ、一人一人が大切にされ、安心して学習に参加できるあたたかな雰囲気包まれていた。



研究発表会分散会より

- ・授業の中で継続的に人権意識を高めていく取組がたくさん見られ、自校でも生かしていきたいと思う。
- ・教職員が入れ替わっても学校全体で同じ方向に向いて取り組むことができる体制について参考にしたい。

(2) 門池中学校

環境を整える取組～指導部・学年部を中心に～

- ・門中スタンダード「みそあじ(身だしなみ、掃除、あいさつ、時間)」と門中生活目標「はあと(拍手、合わせ礼、止まってあいさつ)」の継続的な取組
- ・行事を中心に生徒主体の活動を実践

研究発表会当日の様子(参観者より)

- ・子どもたちのお互いの意見や考えに対する受け止めや反応が非常にあたたかく、議論をさらに深めていた。
- ・小中で9年間かけて創り上げた『聴き方・話し方』が日常の空気の中にしっかり溶け込んでいることを感じた。



研究発表会分散会より

- ・「あたたかな聴き方・やさしい話し方」を日常的な場面から焦点化した研究により、些細なことでも人権を意識することの大切さを実感し、日頃のあらゆる活動の中から自校の様子を振り返ることができた。

4 成果及び今後の取組

- ・児童生徒の学校評価アンケート・全国学力学習調査から「学校が楽しい」「自分にはよいところがある」「人の役に立つ人間になりたいと思う」「困った人がいる時、進んで助けている」「いじめはどんな理由があってもいけないこと」「あたたかな聴き方・やさしい話し方」について、小・中学校ともに数値が増加した。小中連携を意識した取組により、自己肯定感の高まりや学校が安心して自分を表出できる居場所となっていると思われる。
- ・教職員アンケート項目「人権意識が高まった教職員」「法令を遵守し人権意識をもって教育活動に専念している」との回答が100%であった。「さん付け」「授業時間を守る」「教師主導でない活動」「自己決定の機会を作る」「子どもの出番を作る」など9年間で意識することができ、教職員自身が人権尊重のモデルにならなければならないという基本的な理解が進み、人権感覚が向上した。
- ・これまでの取組を人権の視点で見直すことで、活動の目的が明確となり、より工夫した内容へと改善することができ、学校全体の人権意識向上について効果を上げることができた。
- ・今後は、中学卒業時の生徒の姿を明確にし評価することで、中・長期的な視点での成果の検証や、これまで培ってきた人権尊重の教育を地域と連携しながら持続可能な取組として根付かせていきたい。

第2章 授業等で活用できる学習例集

1 個々の人権課題

一人一人の人権が守られる社会を実現していくために、各人権課題に対する知識や理解を深め、その課題解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切です。(法務省人権擁護局HP「啓発活動強調事項」令和4年より)

女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(マタニティハラスメント)などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

部落差別(同和問題)を解消しよう

部落差別(同和問題)については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別(同和問題)の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、偏見・差別等の防止や、正しい情報の選択と冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見や差別によって、職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、性自認（性同一性）に関する偏見や差別から、身体の性と心の性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。



2 子どもの人権を守ろう

<教師用資料1>

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を保障するために定められた国際的な条約です。日本は、1994年に批准しました。「子どもの権利条約」では、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間としてもっている権利を認めています。「子どもは未熟だから大人が決めればよい」「子どもは大人の言うことさえ聞いていればよい」ではなく、子どもの意見をしっかりと聞き、尊重しながら、**子どもにとって最善の利益は何か**を考えることが大切です。子どもの権利条約は54の条文からなり、例えば、以下のようなものがあります。

参考:(公財)日本ユニセフ協会ホームページ(<http://www.unicef.or.jp/>)

「子どもの権利条約カードブック」「世界のこどもたちを知る」「子どもと先生の広場」

【子どもたちには、どんな権利があるの?】

<生きる権利>

- 第2条
差別の禁止
- 第24条
健康・医療への権利など

<育つ権利>

- 第28条
教育を受ける権利
- 第31条
休み、遊ぶ権利など

<守られる権利>

- 第19条
暴力などからの保護
- 第23条
障がいのある子ども
の成長の保障など

<参加する権利>

- 第12条
意見を表す権利
- 第13条
表現の自由

子どもの権利条約の4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

「子どもの権利条約」の理念を踏まえた実践が行われています!

- 子ども主体の取組
 - ・多数決で安易に決めるのではなく、個々の意見を尊重した話し合いのプロセスをとる。
 - ・生徒会主体で校則の見直しを進める。
 - ・自分たちの学級の目標を自分たちで決める。
 - ・自分たちでアイデアを出し、運動会や体育大会の種目を決定し練習計画を立てる。
- 教職員のかかわり
 - ・子どもが安心して自分の思いを話せるようなあたたかな学級づくりをする。
 - ・子どもの声に耳を傾け、思いを受け止めた上で、自分の考えを伝えるようにしている。
 - ・問題行動の際には、理由を聞き、子どもの気持ちや行動の背景を理解しようとする。
 - ・授業時間(時刻)を守り、休み時間を確保できるようにする。

学習例Ⅰ やさしい言葉をとどけよう

対象

小学生低学年（園児）から中学年

ねらい

- ・困っている子への言葉掛けを考えることを通して、相手の立場を考えることができる。
- ・一人一人大切にされる権利（「子どもの権利条約」）があることを知る。

留意点

- ・学級の実態により配慮が必要な場合は、例文を変更して扱う。
- ・お互いの考えを認め合えるようなあたたかな雰囲気を作る。
- ・園児には、ロールプレイでの場面提示をしたり、言葉でのやりとりで内容を進めたりする。また、やさしい言葉に置き換えて話をする。

特別支援学校での取り組み方法

- ・場面設定を説明する時に、ロールプレイなどを取り入れ、分かりやすく伝える。
- ・「子どもの権利条約」の内容について、触れながら説明をする。

学習指導要領との関連（例）

・小学校1・2・3・4年 道徳A 特別活動「学級活動」（1）（2）

進め方

流れ	展開と内容
導入 (5分)	・毎日の生活の中で、困ったり、不安になったりした場面について考えてみましょう。
展開 (30分)	<p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【場面1】【場面2】の困っている人に、やさしくはなしかけることばを考えましょう。 ・みんなの考えを聞いてみましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが楽しく過ごすための方法を考えよう。 <p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条約」を知ろう。 ・「子どもの権利条約」は、みなさんにも認められている権利です。
まとめ (10分)	<p>【ワーク4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気づいたことや考えたことを書きましょう。

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、2を中心に実施する。

ワークシート 「やさしいことばをとどけよう」

1 こんなとき、どんなことばをかけますか？

【場面1】こまっているAさん
友だちとおにごっこをしてあそびたいけれど、友だちになかなか言い出せないAさん。自分が言うともんないやなかおをされてしまいそうで不安なんだそうです。

① やさしくはなしかけることばを考えましょう。



② みんなの考えをきいてみましょう。

【場面2】こまっているBさん
同じクラスの子が、自分の方を見て、ひそひそ話をしている様子が気になるBさん。少し前に、自分の持ち物に落書きがされていたり、くつがかくされたりすることがあったようです。

③ やさしくはなしかけることばを考えましょう。



④ みんなの考えをきいてみましょう。

2 みんなが楽しく過ごすためには、どうすればよいでしょうか。

3 「子どもの権利条約」を知ろう。

世界中の子どもの命と成長を守りたいという願いから、世界の国々が力を合わせて決めた約束のことで、
○子どもは、みんな命を大切にされ、すこやかに育ち生きることができます。
○国のちがいや話す言葉やはだの色、男か女かななどによって、差別されません。
○暴力やいじめから守られます。
○良さが認められ、みんなの気持ちや考えは、大切にされます。

4 気づいたことや考えたことを書きましょう。

学習例2 知ろう！「子どもの権利条約」

対象

小学生（高学年）から中学生

ねらい

・日常生活で起こり得る場面と「子どもの権利条約」を関連づけて考える活動を通して、「子どもの権利条約」について理解し、人権を尊重する意識を高める。

留意点

・（公財）日本ユニセフ協会ホームページ（<http://www.unicef.or.jp/>）の「子どもの権利条約カードブック」を提示する。
・学級の実態により配慮が必要な場合は、例文を変更して扱う。



日本ユニセフ協会・「子どもの権利条約カードブック」

特別支援学校での取り組み方法

・「子どもの権利条約」に触れながら説明をする。
・例文を提示する際に、ロールプレイなどを取り入れたり、分かりやすい例文に変えたりして工夫をする。

学習指導要領との関連（例）

・小学校5・6年 道徳A、B
・中学校 道徳A、B 社会「公民的分野」C

進め方

流れ	展開と内容
導入 (5分)	・「子どもの権利条約」を知っていますか。 ・「子どもの権利条約」はみなさんにも認められている権利です。 (「子どもの権利条約カードブック」を活用)
展開 (30分)	【ワーク1】 ・「子どもの権利」には、大きく分けて下の4つの権利があります。当てはまる内容を線で結んでみましょう。 【ワーク2】 ・二人の言葉と権利をつなげて考えたことを書きましょう。 ・グループで話し合ってみましょう。
まとめ (10分)	【ワーク3】 ・気づいたことや考えたことを書きましょう。

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、2を中心に実施する。

ワークシート 「知ろう！『子どもの権利条約』」

1 「子どもの権利条約」をしていますか？

- 「子どものけんり」 = 子どもが幸せに生きて育つために必要なこと
- 「条約」 = 国と国、または多くの国どうしのやくそくごと

「子どもの権利条約」というのは、世界中の子どもが幸せに育っていけるように、たくさんの国があつまって決めたやくそくです。

「子どもの権利条約カードブック」でどんな権利があるかみてみましょう。

2 「子どもの権利」には、大きく分けて下の4つの権利があります。それぞれの権利に当てはまる内容を選び、線で結んでみましょう。

「子どもの権利」には、大きく分けてこのようなものがあります。

【生きる権利】	【育つ権利】	【守られる権利】	【参加する権利】
●	●	●	●
●	●	●	●
子どもを苦しめるようなことから守られること。 障がいのある子どもなどは特に守られること。	自分に関係のあることについて自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。	勉強したり、あそんだりして持って生まれた能力を十分にのびながら成長できること。	住む場所や食べ物があ り、病気やけがをした ら治療を受けられ、差 別をされず、命が守ら れること。

参考「子どもの権利条約カードブック」(公財)日本ユニセフ協会

3 二人の言葉と権利をつなげて考えてみましょう。その後、グループで話し合ってみましょう。

<Aさん>

わたしは、けがをしたことがありました。その時、友だちができる遊びを考えてくれて、一緒に楽しく遊ぶことができました。

<考えたこと>

<Bさん>

ぼくは、少し前から、仲がよかった友だちから、急に無視をされたり、仲間に入れてもらえなくなったりしました。理由がわからず悲しい気持ちが続いています。

<考えたこと>

4 気づいたことや考えたことを書きましょう。

学習例3 大切だと思う権利は？

対象

中学生から高校生

ねらい

- ・大切だと思う権利のランキングを考えることを通して「子どもの権利条約」の理解を深める。
- ・選んだ理由等を出し合い、グループでランキングを作る話し合いを通して、自分と友達とは違う考えをもっている場合があることに気づき、多様な考えを認め合い、お互いの人権を尊重する意識を育む。

留意点

- ・(公財)日本ユニセフ協会ホームページ(<http://www.unicef.or.jp/>)の「世界の子どもたちを知る」「子どもの権利条約カードブック」を活用する。
- ・グループのランキングは、誰かのランキングを選ぶのではなく、新たなランキングを作るようにする。
- ・話しやすい雰囲気を作り、友達の意見は否定せず、肯定的に聞くようにする。
- ・ランク付けそのものが目的ではなく、多様な考えを受け入れていく過程を重視する。



日本ユニセフ協会・「子どもの権利条約カードブック」

特別支援学校での取り組み方法

- ・「子どもの権利条約」について理解しやすいように、具体的な場面を提示しながら説明する。
- ・一番大切だと思う権利について話し合うこともできる。

学習指導要領との関連(例)

- ・中学校 道徳A、B 社会「公民的分野」C
- ・高等学校 公共A 倫理A、B 特別活動「ホームルーム活動」(2)ア (3)ウ

進め方

流れ	展開と内容
導入 (5分)	・世界の子どもたちの様子等について話し、「子どもの権利条約」について学びましょう。 ※「世界の子どもたちを知る」「子どもの権利条約カードブック」を活用
展開 (30分)	【ワーク1】 ・(個人)あなたが大切だと思う権利のランキングを作りましょう。 ・つけた順位の理由についても書きましょう。 【ワーク2】 ・話し合いを通して、グループとしてのランキングを作りましょう。 ・グループごとにランキングの発表をしましょう。
まとめ (10分)	【ワーク3】 ・気づいたことや考えたことを書きましょう。また、これからの自分の生活と結びつけて考えたことも書いてみましょう。

【短縮して実施するためのアイデア】

ワーク1を中心に実施し、個人の考えをグループで共有する。

ワークシート「大切だと思う権利は？」

- 1 「子どもの権利条約」では、たくさんの権利が保障されています。あなたが大切だと思う権利はどれですか。下の6つのうち「これが大切だ」と思う順にランキングをつけてみましょう。またそのような順位を付けた理由も書きましょう。

【第2条】
差別されない権利

【第12条】
自分の意見を表す権利

【第16条】
プライバシーが
守られる権利

【第24条】
治療を受ける権利

【第28条】
教育を受ける権利

【第31条】
休んだり
遊んだりする権利

<自分のランキング>

1		
2	2	
3	3	3

<自分のランキングの理由>

- 2 グループのメンバーの考えをよく聞き、話し合いを通してグループとしてのランキングを作りましょう。

<グループのランキング>

1		
2	2	
3	3	3

- 3 気づいたことや考えたことを書きましょう。また、これからの自分の生活と結びつけて考えたことも書いてみましょう。

学習例4 戦争から考える「子どもの権利条約」

対象

中学生から高校生

ねらい

- ・戦争に関連する人権侵害や偏見・差別を学ぶことを通して、「子どもの権利条約」について理解を深め、人権の重要性を認識する。
- ・人権侵害を身近な問題ととらえ、自他の人権を守ろうとする意識を高める。

留意点

- ・学級の実態により、配慮が必要な場合はグループの編成を工夫する。
- ・(公財)日本ユニセフ協会ホームページ (<https://www.unicef.or.jp/>)より、「子どもの権利条約カードブック」を参照する。



特別支援学校での取り組み方法

- ・「子どもの権利条約カードブック」から使用するカードをあらかじめ選抜した上で実施する。
- ・3つの国の状況を分かりやすい言葉で伝える。

学習指導要領との関連(例)

- ・中学校 道徳A、B 社会「公民的分野」C
- ・高等学校 公共A、B 倫理A、B 特別活動「ホームルーム活動」(2)ア (3)ウ

進め方

流れ	展開と内容
導入(5分)	戦争が起きると人々の生活はどのように変化してしまうのでしょうか。
展開(30分)	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条約」について学ぼう。 【ワーク1】 ・A~C国が、今、どのような状況にあるのか、読んでみましょう。 ・「子どもの権利条約」のそれぞれの条文を読みましょう。 【ワーク2】 ・A~C国ではどのような人権の侵害や生活上の制約があったと思いますか。 【ワーク3】 ・A~C国は仮想の国ですが、戦争をしていた国・している国はたくさんあります。戦争に関連して実際にどのような人権侵害・生活上の制約が発生すると思いますか。グループで話し合ってみましょう。(適宜インターネット等で調べることが可能)
まとめ(10分)	<ul style="list-style-type: none"> 【ワーク4】 ・気づいたことや考えたことを書きましょう。また、これからの自分の生活と結びつけて考えたことも書いてみましょう。

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、ワーク2を中心に行う。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様に一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択、1990年に発効。日本は1994年に批准しました。

《子どもの権利条約 4つの原則》

- 命を守られ成長できること
- 子どもにとって最もよいこと
- 意見を表明し参加できること
- 差別のないこと



1 A国とB国が戦争をしています。C国はA国・B国の近隣国です。

A国では…

爆撃で病院が壊されてしまい、国民はけがをしても病気になっても治療を受けられません。「屋外は危険だから」という理由で、学校に行くことも外で遊ぶことも禁止になったそうです。

B国では…

大人たちが戦争に行ってしまったため、武器工場では、子どもたちが朝から晩まで働いています。近々、子どもも兵士として戦争に行かないといけなくなるのか心配しているようです。

C国では…

「戦争を始めたのはB国だから、B国は悪い国だ。C国からB国の人を追い出せ。」と言っている人たちがいます。親から「あの子の家族はB国だから仲良くしてはいけない。」と言われた子もいるそうです。

2 それぞれの国でどのような人権の侵害や生活上の制約があると思いますか。カードブックを見ながら書いてみましょう。

3 実際の戦争では、ほかにどのような人権侵害があると思いますか。書いてみましょう。

4 気づいたことや考えたことを書きましょう。また、これからの自分の生活と結びつけて考えたことも書いてみましょう。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」!!

いじめには、次のような背景があり、これらを踏まえた対策が必要です。

① 心理的ストレス	② 集団内の異質な者への嫌悪感情	③ ねたみや嫉妬感情
④ 遊び感覚やふざけ意識	⑤ 金銭等を得たいという意識	⑥ 被害者となることへの回避感情

※①については、集団内の弱い者を攻撃することでストレスを解消しようとする。②については、凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがあること。

【対策1】人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開と未然防止！

子どもが「いじめをしない、多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つためには、学校や学級において、人権が尊重され、子どもが安心して過ごせる場となっていることが必要です。学校や学級は、子どもの人権が尊重され、安心して過ごせる場となっているでしょうか。次の項目をチェックしてみましょう。

- 子どもは、お互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と感じている
- 子どもの間で、対等で自由な人間関係が築かれている
- 子どもは、自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じている
- 子どもは、困ったときや悩みがある時、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる

また、道徳科や学級・ホームルーム活動等の時間に、18～19ページの学習例や、下に紹介する動画教材を活用し、子ども同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりすることなどによって「いじめをしない態度や能力」を育むことも大切な取組です。

おすすめ
動画教材

いじめに対する理解を促す動画教材
「ともだち・かかわりづくりプログラム」(文部科学省)



【対策2】いじめを積極的に認知し、いじめが深刻化するリスクを軽減する！

いじめ防止対策推進法(以下「法」)では、「いじめ」を「児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていること」^{※1}とし、いじめられている側の主観を重視しています。教職員一人一人が法に基づき、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめを認知した場合には、その情報を速やかに校内のいじめ対策組織に報告・共有する必要があります。以下、いじめの認知が遅れるなどして、対応が難しくなりがちなケースを紹介しておきます。こうしたケースでは、できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、組織的な対応を進めることが必要です。

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| ア 周りからは仲がよいと見られるグループ内のいじめ | イ 閉鎖的な部活動内でのいじめ |
| ウ 被害と加害が錯綜しているケース | エ 被害者側にも問題があるとみってしまうケース |
| オ 学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合 | カ 特に配慮が必要な子どもが関わるケース ^{※2} |

【対策3】特定の教職員で抱え込まずに「学校いじめ対策組織」で対応する！

法により、全ての学校は、いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織で対応するよう、校内にいじめ対策組織を設置することが義務付けられました。また、教職員がいじめに関する情報を抱え込み、校内のいじめ対策組織に報告を行わないことは同法の違反となります。学校におけるいじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためにも、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として協働的な指導・相談体制を構築することが求められています。

(※1) 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

(※2) 発達障害を含む、障害のある子ども、海外から帰国した子ども等、特に配慮が必要な子ども

(※3) 本頁の内容は、「生徒指導提要」(文部科学省、令和4年12月)を参考に作成している。

学習例5 いじめを取り巻く“人”について考える

対象

小学生（中学年）から中学生

ねらい

- ・いじめについて知り、正しい判断で対応することができるようにする。
- ・いじめについて考えることを通して、多様性を理解し、相手を思いやる力を身に付ける。

留意点

- ・文部科学省「中学校 社会のルールを大切に育てる心」を参考
- ・いじめは、いじめられる被害者といじめる加害者だけの問題だけではなく、周りの環境や状況が複雑に絡み合っていることを踏まえる。

特別支援学校での取り組み方法

- ・ワーク1を中心に進め、これからの生活について考える。

学習指導要領との関連（例）

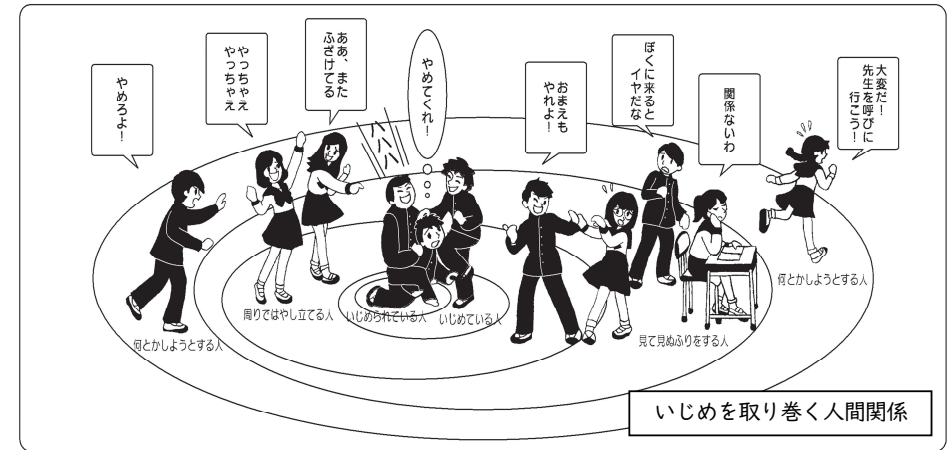
- ・小学校3・4・5・6年 道徳B、C 特別活動「学級活動」(1)(2)
- ・中学校 道徳B、C 特別活動「学級活動」(1)(2)

進め方

流れ	展開と内容												
導入 (5分)	○「いじめ」とは、どのようなことを指すと思いますか？												
展開 (30分)	【ワーク1】 ・ワークシートのイラスト「いじめを取り巻く人間関係」を見て、それぞれの立場の人はどのように感じていると思いますか？ ・グループで、お互いの考えを話し合おう。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取り巻く“人”</th> <th>自分の考え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いじめられている人</td> <td>誰か助けて！</td> </tr> <tr> <td>いじめている人</td> <td>ただ、いじっているだけ。反応がおもしろい。</td> </tr> <tr> <td>周りではやし立てる人</td> <td>おもしろそう。自分はいじめてないから悪くないし。</td> </tr> <tr> <td>見て見ぬふりをする人</td> <td>自分には関係ない。巻き込まれないようにしましょう。</td> </tr> <tr> <td>何とかしようとする人</td> <td>いじめはダメだ。どうしたら、やめさせられるだろう。</td> </tr> </tbody> </table>	取り巻く“人”	自分の考え	いじめられている人	誰か助けて！	いじめている人	ただ、いじっているだけ。反応がおもしろい。	周りではやし立てる人	おもしろそう。自分はいじめてないから悪くないし。	見て見ぬふりをする人	自分には関係ない。巻き込まれないようにしましょう。	何とかしようとする人	いじめはダメだ。どうしたら、やめさせられるだろう。
	取り巻く“人”	自分の考え											
	いじめられている人	誰か助けて！											
	いじめている人	ただ、いじっているだけ。反応がおもしろい。											
	周りではやし立てる人	おもしろそう。自分はいじめてないから悪くないし。											
見て見ぬふりをする人	自分には関係ない。巻き込まれないようにしましょう。												
何とかしようとする人	いじめはダメだ。どうしたら、やめさせられるだろう。												
【ワーク2】 ・もし、誰かがいじめられている場面に会ったら、あなたはどの“人”になると思いますか？ ・グループで、お互いの考えを話し合おう。（理想と現実があってもよい）													
まとめ (10分)	・ワーク1、2を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。												

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、2を中心に実施する。

ワークシート「いじめを取り巻く“人”について考えよう」



いじめを取り巻く人間関係

1 上のイラストを見て、それぞれの立場の人はどのように感じていると思いますか？

取り巻く“人”	自分の考え
いじめられている人	
いじめている人	
周りではやし立てる人	
見て見ぬふりをする人	
何とかしようとする人	

2 もし、誰かがいじめられている場面に会ったら、あなたはどの“人”になると思いますか。

(1) 自分の考え

(2) 友達の考え

3 気づいたことや考えたことを書きましょう。

学習例6 インターネット・SNSトラブル

対象

小学生（高学年）から高校生

ねらい

- ・SNSでの発信によって生じ得るトラブルについて理解するとともに、自分や他者の立場に配慮した発信をしようとする意識を高める。

留意点

- ・総務省「インターネットトラブル事例集」（2022年版）を参考資料とする。
- ・ネットの利用状況やスマホの所持状況、学級内の人間関係等を把握してから実施する。

特別支援学校での取り組み方法

- ・ワーク1のエピソードの内容について考え、ワーク3の内容について、教師が説明しながら進める。

学習指導要領との関連（例）

- ・小学校5・6年 道徳B、C 特別活動「学級活動」（1）（2）
- ・中学校 道徳B、C 特別活動「学級活動」（1）（2）
- ・高等学校 特別活動「ホームルーム活動」（2）ア （3）ウ

進め方

流れ	展開と内容
導入 (5分)	・SNSのグループトークのやりとりで困ったり、嫌な思いをしたりした経験はないか確認する。
展開 (25分)	【ワーク1】 ・グループトークのやりとりを見て、誤解を解こうとしてもみんなの反応がなかった時のAさんの気持ちを考えよう。 ・Aさんを外して別グループを作ったメンバーは、どのような気持ちか考えよう。 【ワーク2】 ・トラブルに発展することなく、仲良く使い続けるためには、どのようなこと気をつけたらよいでしょうか？
まとめ (15分)	【ワーク3】 ※教師用資料を参考 ・インターネットやSNSのトラブルを回避するためのポイントについて確認しよう。

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、3を中心に実施する。

解説 グループトークに起因する「いじめ」も、パターンはさまざま

スマホやSNSの普及で新たな問題となったのが、いわゆる“SNSいじめ”。これまでの、1人の子を多数で追い詰める、発言を無視する、いじめ・嫌がらせのネタとなる写真や動画を共有する、グループから外す（または新たなグループを作り会話を移動）などに加え、「ステメ※1」を悪用した嫌がらせも全国で起きています。

メンバー以外は読むことができないグループトーク、誰宛てかを一切書かない悪ロステメ※、いずれも人目につきにくく発見が遅れがち。身近な大人が日々の様子や会話から変化・違和感を察することが早期発見・解決の鍵。また、子ども自身も気になる画面をスクリーンショット等に残して保護者や先生に相談するように指導しましょう。

※1ステータスメッセージの略で、メッセージアプリのプロフィール欄に書ける一言メッセージのこと。ステメを使ったいじめやトラブルが増えている。
(総務省「インターネットトラブル事例集」(2022年版)参考)

インターネット SNSトラブルを回避するために

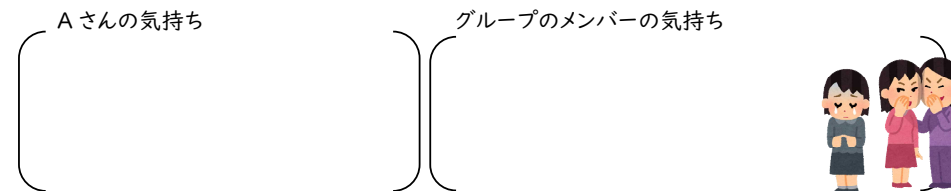
グループトークでの友人とのトラブル



Aさんは仲良しグループのトーク画面で、メッセージの最後に「？」をつけ忘れたまま送信してしまったことに気づかず、すぐにお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などのメッセージが。誤解を解こうとしても、反応なし。Aさん以外のメンバーは別グループを作り、Aさんを外しました。これをきっかけにAさんへの悪口、無視等のいじめが始まりました。

- 1 誤解を解こうとしてもみんなの反応がない時のAさんと、別グループを作ったみんなの気持ちを考えよう。



- 2 会話の流れが速く、ささいなことでも誤解や感情の行き違いが生じやすいグループトーク。トラブルに発展することなく、仲良く使い続けるためには、どのようなこと気をつけたらよいでしょうか？

- 3 インターネットやSNSのトラブルを回避するためのポイントについて確認しよう。

A. 誤解を与えないために

「？」と「！」では意味が真逆になることもある文字の会話。記号やスタンプ、顔文字を活用して、気持ちが正しく伝わるよう工夫してやりとりすることが大切です。

B. 速くて複雑な会話だから

グループトークはテンポが速く、複数の会話が行って飛び交います。話の途中で参加すると流れをつかむのが大変ですが、曖昧なままやりとりせず送る前に“見直す”ことを習慣に。

C. ムカッ！イラッ！としたら

どんな相手でも、嫌な気持ちになることはあります。そんなときは感情をすぐにぶつけず、一呼吸して考えて。文字だとケンカになりそうなら、電話で話してみるのも良い方法。

ワンポイントアドバイス

自分の意見を押しついたり、空気に流され本心ではない意見に同調したりしない。お互いに相手を思いやる気持ちを大切にしよう。



第3章 理解を深めるための教材（教師用資料）

I 人権課題に関するトピック

(1) 多様性を尊重する学校・学級づくり～「性の多様性」について考える～

それぞれの違いを知ること、人は違って当たり前であること、お互いを尊重すること、それを学ぶことは、人権感覚を養う大切な機会です。最近、性的マイノリティに関する言葉を耳にする機会が増えていますが、正しく理解している人ばかりではありません。子どもたちや身近な人たちの中に、生きづらさを感じている人がいるかもしれないという視点を持ち、性的マイノリティについて、理解を深めましょう。

◆ なぜ、学校で「性の多様性」について学ぶのか

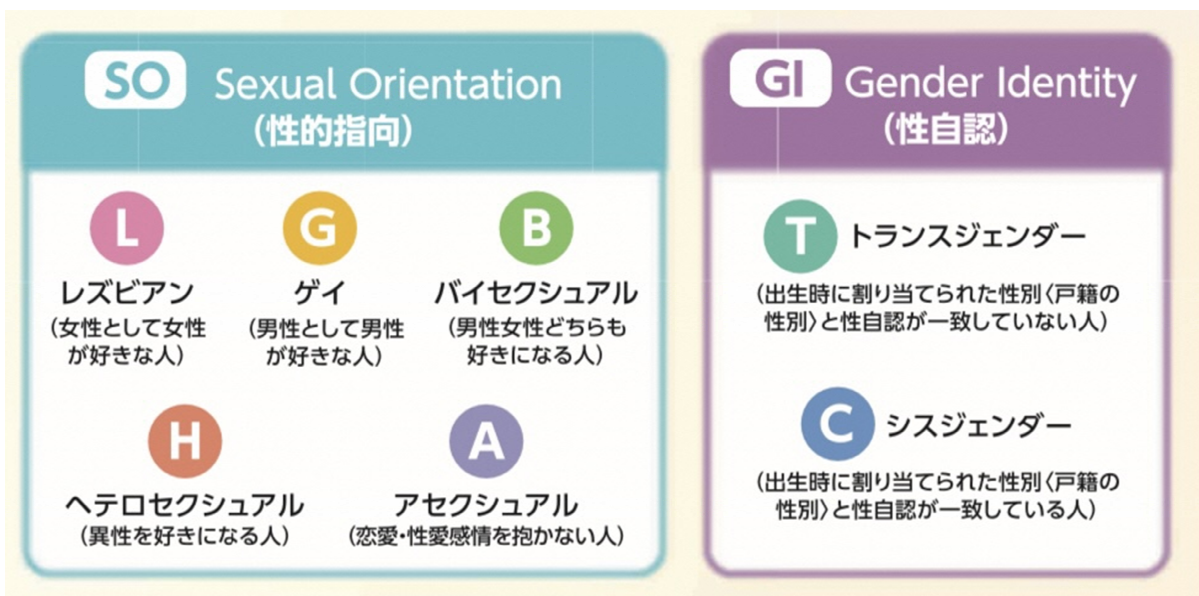
- 性的マイノリティ(性的少数者)のいじめ被害、不登校、自傷行為、自殺念慮、自殺未遂経験率が高いため。 →命の問題
- 全ての人が、自分らしく、誇りを持って生きることの大切さを感じられる人権感覚の育成を目指すため。

◆ 多様な性のあり方

- ① からだの性 (Sex) 出生時に割り当てられた性別、戸籍の性
- ② こころの性 (Gender Identity) …性自認
自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと
- ③ 好きになる性 (Sexual Orientation) …性的指向
どの性別の人を好きになるか、誰も好きにならないか
- ④ ジェンダー (Gender) 社会によって作り上げられた男女の性差

◆ LGBT から SOGI へ

LGBT は、性的マイノリティの総称として使われている言葉ですが、SOGI は、性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる人の性のあり方を尊重するために使われています。性は、個人の尊厳に関わるものであり、どの人の性のあり方も平等に尊重することが求められます。多様な性のあり方を尊重した言動を心掛けましょう。



(県男女共同参画課「ふじのくにレインボーガイドブック」「静岡県パートナーシップ宣誓制度」参考)

◆ 学校における支援体制について

学校におけるトランスジェンダーに係る子どもへの対応を行うに当たって、まず子どもの思いをよく聞き取ることが大切です。その支援については、最初に相談（入学等に当たって子どもの保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱えることなく、組織的に取り組みましょう。学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進め、その子どもへの配慮と、他の子どもへの配慮との均衡を取りながら支援していくことが重要です。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体育着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を子どもが希望する呼称で示す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、またはレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

（文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」参考）

◆ 性的マイノリティ 人口の3～5%と推定

人口の3～5%と推定される性的マイノリティ。これは、学校で考えるとクラスに一人程度が存在することになります。しかし、それほど多いように実感されないのは、性的マイノリティが、ありのままの自分を隠している、または隠さざるを得ない状況にあるからだと考えられます。性的マイノリティについては、今後、社会や学校でも十分に理解が広がるようにしなければなりません。

◆ 誰もがありのままの自分でいられるために

性的マイノリティが、ありのままの自分でいられるようになるために、学校や社会にできることはたくさんあります。

例えば、保健室や図書室に性的マイノリティに関する書籍を置く、目に触れやすい場所にポスターを掲示する、公共の相談窓口を設ける、授業で多様な性について正しい知識を伝えるなどが、すべて肯定的なメッセージとなり、「ありのままの自分でいいんだ」と感じることでしょう。

こうした地道な取組が、自尊感情や自己肯定感を高めることにつながります。また、性的マイノリティが安心して集える場所づくりも重要な課題です。

（法務省委託 人権ライブラリー活用の手引き「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」参考）

(2) ヤングケアラーへの理解と支援

家族のために日常的に家事や家族の世話などを行っている子どもたち。誰が気づき、寄り添い、どこに繋いでいけばよいのでしょうか。

◆ ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

厚生労働省HP参照

◆ 静岡県におけるヤングケアラーの実態

対象：静岡県内の小学校5年生から高校3年生（256,966人）

ケアをしているのは、全回答者の4.6%

家族のケアをしている子ども
およそ22人に1人

○ケアをしている家族は、「兄弟姉妹」「母親」の割合が多い。

○世話の内容は、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が45.3%と最も高くなっている。以下、「兄弟姉妹の世話や保育所等への送迎など」（29.7%）、「見守り」（27.2%）、「外出の付き添い（買い物、散歩など）」（26.4%）、「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」（24.9%）の順となっている。

○ケアをしている子どものうち、2割超にあたる2,382人が「学校生活に影響がある」と回答。98人は「学校に行きたくても行けない」と答えるなど深刻なケースもある。

○自由記述欄からは、母子家庭のため家事をしている、兄弟が障害があるため面倒を見ている、親が病気のため世話をしているなどのほか、日本語が苦手な親に代わって通訳をしているなどの意見もあり、様々な家庭環境の中で、児童・生徒が身体的・精神的な負担を伴う家族へのケアを担っていることが窺われる。

【静岡県のヤングケアラー支援】

（静岡県ヤングケアラー実態調査（令和3年）参照）

調査結果の「当事者同士で話をしたい」という意見を反映して、令和4年度から、かつてヤングケアラーだった元当事者が子どもの相談に応じるピアサポート事業を実施。

◆ヤングケアラーの子どもが抱える問題(例)

- ・自分の時間がとれない
- ・宿題や勉強の時間がとれない
- ・睡眠が十分にとれない
- ・友人と遊ぶことができない
- ・学校の遅刻・早退が増える
- ・部活や習い事ができない・辞めた
- ・進路の変更を考えた・変えた
- ・学校に行きたくても行けない



〈学校・教職員の対応〉

- ・困ったときに相談しやすい雰囲気づくり。
- ・「学校や友達に知られたくない」という子どももいるため、無理に聞き出そうとしない。
- ・相談された時は、教員一人で抱えず、組織で対応し、関係機関と連携する。

◆ヤングケアラーの発見・把握に向けたチェックリスト

チェック欄	子どもの様子
	学校を休みがちである
	遅刻や早退が多い
	保健室で過ごしていることが多い
	精神的な不安定さがある
	身だしなみが整っていない
	学力が低下している
	宿題や持ち物の忘れ物が多い
	保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
	学校に必要なものを用意してもらえない
	部活を途中でやめてしまった
	修学旅行や宿泊行事等を欠席する
	校納金が遅れる、未払い

※チェック項目は、あくまで目安ですので、それぞれのケースに合わせ、校内で検討しながら対応してください。



(厚生労働省・文部科学省連携プロジェクトチーム「学校におけるヤングケアラーへの対応に関する調査」より)

◆ヤングケアラー関係機関との連携

- ・学校担当のスクールカウンセラー (SC) や、スクールソーシャルワーカー (SSW)
- ・静岡ヤングケアラー支援のためのヘルプデスク 054-344-5080
- ・静岡県電話相談、LINE 相談等 → 詳しくは、30 ページへ
- ・静岡県内児童相談所等
- ・24 時間子供 SOS ダイアル (文部科学省) 0120-0-78310
- ・子どもの人権 110 番 (法務省) 0120-007-110

*各市町にヤングケアラーについての相談を担当する課があります。

各市町担当課にお問い合わせください。



(3) 「生徒指導提要」について（令和4年12月 文部科学省）

今回の改訂では、「児童の権利に関する条約」および「こども基本法」の理念を踏まえた「子ども支援の視点」に立った生徒指導の推進がうたわれています。

留意点として、教職員の児童の権利に関する条約についての理解があげられています。

①児童の権利に関する条約→12 ページも参照

児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の4つの原則を理解しておくことが不可欠です。

②こども基本法 令和4年6月公布

「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、(中略)こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています。(第1条)。併せて、本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

(4) 部落差別（同和問題）を解消しよう

地域の実情、子どもの発達段階に応じて、人は等しく基本的な人権を享有することを学ぶことが大切です。新たな差別を生むことがないように、その内容・手法等には配慮が必要です。

■平成28年「部落差別の解消の推進に関する法律」

■令和3年度静岡県教育委員会「人権教育の手引き」コラム「子らにさせまいこの思い」 本間肥土美氏

■法務局 HP 人権啓発ビデオ 人権アーカイブシリーズ「同和問題 未来に向けて」
「えせ同和行為」

(5) 外国人の人権を尊重しよう

多様なバックグラウンドをもつ人々とともに、一人一人の人権を尊重した社会を作っていくことが重要です。「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換えるなど、外国人だけでなく、子どもや高齢者、障害のある人など、様々な人に役立つ表現方法のひとつです。

■静岡県くらし・環境部 県民生活局多文化共生課作成

①チラシ「使ってみよう、やさしい日本語。」



https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/043/778/r4chirashi.pdf

②動画「話そう、やさしい日本語。」 https://youtu.be/hbRV2_VmMms



(6) 感染症に関する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルスに対する関連する差別や偏見、人権侵害、誹謗中傷等は、絶対にすることなく、思いやりのある行動をとりましょう。

■ふじのくに静岡県公式ホームページ

①動画「やめよう!コロナ差別」「心のUDってなに?」



②新型コロナウイルス「STOP!誹謗中傷」アクション(冊子)

はじめよう「あたらしい心の様式」(動画)

(7) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気ですが、「らい菌」は感染力が弱く非常にうつりにくい病気です。現在は、治療法が確立されています。病気等に対する偏見や差別を繰り返してはなりません。

■厚生労働省HP「ハンセン病の向こう側」中学生用/指導用パンフレット

■ハンセン病についての研修動画

NITS独立行政法人教職員支援機構ウェブサイト「校内研修シリーズ」

人権教育NO.100

「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つーハンセン病問題から学び、伝えるー」



(8) SDGsと人権

SDGsとは、地球上で起こっている数多くの課題解決に向けて、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標」のことです。「誰一人取り残さない」という理念には、厳しい状況に置かれているさまざまな人のことを理解し、自分にできることを考えて取り組んでいく、つまり人権尊重の考え方がベースとなっています。

SDGsについて学び、子どもたちと一緒に、だれもが幸せに生きられる社会について考え、行動していきましょう。」

■公益財団法人 日本ユニセフ協会HP

①「SDGs CLUB」

②SDGs17の目標



■ジェンダーについての研修動画

NITS独立行政法人教職員支援機構ウェブサイト「校内研修シリーズ」

人権教育NO.117「学校における男女共同参画の推進

～無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づき、変革につなげるために～」



2 信頼される学校のために

教育は、子どもたち、保護者、そして地域の方々との信頼関係があってこそ成り立つものです。信頼関係の構築に、教職員の言動は、大きな影響を与えます。子どもや保護者や同僚等の信頼を失うことのないように、教職員自らがどのように関わっていけば良いのか、人権尊重の視点で考えてみましょう。

(1) 具体的事例を通して考える (実際の事案を脚色しています。)

事例を通して、どんな問題点があり、どうすれば防止ができるのかを考えてみましょう。

【事例1】体罰

教員Aは、部活動に熱心に取り組み、子どもとの関係は良好だと思っていた。そのような中、行われた試合において、自分の思うようなプレーをしなかったということで、子どもを突き飛ばし、怪我をさせた。

【事例2】わいせつ行為

教員Bは、子どもから家族の悩みを相談され、SNSで連絡先を交換した。親身になって話を聞くうちに2人で会うようになった。そして、体を触るなどの行為をし、保護者からの連絡で発覚した。

【事例3】セクシュアルハラスメント

教員Cは、教員Dに対して、身体的な特徴についての発言をしたり、懇親会で隣に座った教員Dの体にさわったりするなど不適切な行為を行った。教員Dから同僚への相談があり発覚した。

【事例4】パワーハラスメント等

教員Eは、年下の教員Fに対して、授業の進め方や子どもの指導の仕方について、気に入らないことを一方的に大声で子どもたちの前で叱責することがたびたびあった。教員Fは自信をなくし、体調不良から出勤できなくなった。

【事例1】 問題点	【事例2】 問題点
防止策	防止策
【事例3】 問題点	【事例4】 問題点
防止策	防止策

(2) 人権が尊重された風通しのよい職場環境づくりを考える

組織として不祥事を防ぐためには、日頃から教職員同士のコミュニケーションが円滑に行われ小さな異変に気付けるようにするなど、お互いの人権が尊重された良好な関係であることが大切です。このような職場環境づくりをしていく上で、どのようなことを心掛けていけばよいでしょうか。自分の考えを書いて、みなさんと話し合ってみましょう。

【参考資料】

<体罰>

- ・学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定められています。
- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日文部科学省通知）では、懲戒と体罰の区別について、次のように記載されています。

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

<わいせつ行為(児童生徒性暴力等)>

- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第3条では、「教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。」と定められています。なお、児童生徒性暴力等は、同法第2条第3項で次のように定義されています。

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。(法第2条第3項第1号)
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。(法第2条第3項第2号)
- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。④において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。(法第2条第3項第3号)
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。(法第2条第3項第4号)
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。(法第2条第3項第5号)

<セクシュアルハラスメント>

- ・男女雇用機会均等法第11条は、事業主に対して防止措置を講ずることを義務づけています。それを受けて「ハラスメントの防止等に関する指針（令和2年9月9日静岡県教育委員会）」で次のように定義されています。

職場において行われる相手に不快感を与える、性的な言動。悪意がない場合でも、受け手や周囲の者が不快だと感じればセクシュアルハラスメントであり、同性間でも、セクシュアルハラスメントとなる場合がある。

<パワーハラスメント>

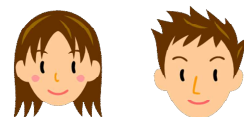
- ・労働施策総合推進法第30条の2は、事業主に対して防止措置を講ずることを義務づけています。それを受けて「ハラスメントの防止等に関する指針（令和2年9月9日静岡県教育委員会）」で次のように定義されています。

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。

なお、客観的に見て業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントに該当しない。

<保護者用資料>

3 大切にしよう 子どもの権利



「子どもの権利条約」を日本が批准してからもうすぐ 30 年になります。

この条約は、子どもたちが幸せに過ごすことができるようにするために定められました。大人と同じく、一人の人間としての人権を認めています。子どもたちの権利を守り、子どもの可能性を引き出すためには、大人が子どもの話に耳を傾け、『子どもの最善の利益』は何かを考え、子どもの成長や発達段階に合ったサポートをしましょう。

「子どもの権利条約」の一部

【第 3 条】子どもにもっともよいことを

・子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

【第 12 条】意見を表す権利

・子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

【ちょっと振り返りシート】子どもとのかかわりを考えてみましょう。

★補足説明

1	<u>子どもとの約束を守っていますか。</u> ★約束を守ることは、信頼関係を築くことになります。しかし、様々な事情で約束を守れないことがあるかもしれません。その時は、理由を含めて、子どもときちんと話をしましょう。
2	<u>兄弟姉妹やほかの家庭の子どもと比較していませんか。</u> ★得意不得意や特性は、子どもによって様々です。誰かとの比較ではなく、その子自身の得意なことや好きなこと、その子らしさに注目してみてください。
3	<u>子どもの話や意見に耳を傾けていますか。</u> ★「後で」と言わずに、子どもが何かを話したがっている時には極力耳を傾けてください。子どもは、その時に話を聞いてもらいたいのです。話を聞いてもらうことは、自分が大切にされているという思いにもつながります。忙しくてその場では聞けない時は、後で聞く約束をし、必ず聞くようにしましょう。話の内容が、受け入れられない時は頭ごなしの否定ではなく、なぜ受け入れられないかを説明しましょう。
4	<u>チャレンジする過程を見届け、ほめていますか。</u> ★よい結果の時だけ、ほめていませんか。チャレンジする過程で、間違えたり、失敗したりしながら、子どもたちは多くの学びをしています。その過程で、どんな頑張りをしたのかを見届け、あたたかい声掛けをしてみましょう。チャレンジしたことを認められることは、次のチャレンジをするエネルギーになります。
5	<u>人を思いやるあたたかな言動を心がけていますか。</u> ★子どもは大人の言動を見本にしています。あたたかな言動は、相手を大事にしている表れとして伝わり、子どもにも相手を思いやる心が育まれます。

4 授業等で活用できる学習例集（令和2～4年度版）

令和2年度から令和4年度版「静岡県人権教育の手引き」に掲載された学習例は、静岡県教育委員会のホームページからご覧いただけます。こちらでは、その一部を紹介します。

【令和2年度】

- ・「決めるのはだれ？」（寄り添う言葉）
- ・「あなたはどう思いますか？」（子どもの人権）
- ・「しつけ？虐待？」（子どもの人権）
- ・「高齢者の人権について考えよう」（高齢者の人権）
- ・「心のバリアフリー」（障害者の人権）
- ・「みんなにやさしい日本語を使ってみよう」（外国人の人権）
- ・「インターネットのルールを考える」（インターネット）
- ・「からだの性とこころの性」（性の多様性）
- ・「ハンセン病問題を正しく伝えるために」（ハンセン病）
- ・「セクシュアルハラスメントとは」（ハラスメント）

★詳しくはこちら→



学校や学級の実態、子どもの発達段階に配慮して活用してください。

【令和3年度】

◇特集 子どもの人権を守ろう

- ・『こどものけんり』ってなあに？
- ・「身近な『人権』について考えよう」
- ・「新型コロナウイルス感染症を例に考える～子どもの権利条約～」

◇特集 インターネットによる人権侵害をなくそう

- ・「やくそくをまもろう」
- ・「あなたは大丈夫？インターネットの使い方」
- ・「ハートがなけりゃコミュニケーションじゃない」

◇特集 新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくそう

- ・「コロナにまけないせいかつをおくろう」
- ・「全ての人々が被害者にも加害者にもならないために」
- ・「新型コロナウイルスと私たちの生活」

◇個々の人権課題

- ・「人権って何だろう その会話をどう思う？」
- ・「学校組織で対応するいじめ問題について」（スクールロイヤーの活用）
- ・「高齢者の人権を守ろう 社会にとって 大切な宝物」
- ・「パラリンピックから共に生きる社会を考えてみよう」
- ・「外国人の人権を尊重しよう いろいろなせかいをしよう」
- ・「性の多様性を知り、偏見や差別をなくそう みんなに知ってもらいたい多様な性」

【令和4年度】

◇子どもの人権を守ろう（自分自身や友達の大切さについて考えよう）

- ・「自分や友達のすてきなところ再発見」
- ・「自分らしさって何だろう」
- ・「新型コロナウイルス感染症に負けない心」

◇インターネットによる人権侵害をなくそう（情報との上手な付き合い方について考えよう）

- ・「学習用タブレットを上手に使おう」
- ・「個人情報大切にしよう」
- ・「SNSでの発信の仕方考えよう」

5 関係機関及び相談機関の紹介

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう) いじめなど、子供のSOS全般を受け止める相談窓口です。子供や保護者等が、電話で悩みを相談することができます。24時間対応。
静岡県教職員不祥事根絶窓口 教職員倫理110番 みんなのヘルプ相談窓口	教職員による法令違反やハラスメント等で困っている場合の相談窓口です。 0120-793-242 県立学校教職員の方は「教職員不祥事根絶窓口」へ 県民の利用は「教職員倫理110番」へ 児童・生徒の利用は「みんなのヘルプ相談窓口」へ それぞれ相談できます。(電話にてお伝え下さい) kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
総合教育センターの面接相談	0537-24-9738 予約受付時間 平日9:00~17:00 不登校や非行など子どもの心と教育上の悩み、特別な教育的支援などについて、子ども本人やその保護者、先生が相談できます。 掛川会場(月~金) 沼津会場(水・金)
教育相談ハロー電話 「ともしび」	ハローハロー 055-931-8686 (東部) 054-289-8686 (中部) 0537-24-8686 (西部) 平日 10:00~17:00 (年末年始を除く) 子どもや保護者の悩み相談電話です。匿名で相談できます。
若者こころの悩み相談窓口	0800-200-2326 若者が、悩みを電話で相談できます。24時間対応。
静岡県 LINE 相談	ID @shizuokasoudan で検索 16:00~21:00
静岡県人権啓発センターの 出前人権講座等	054-221-3330 人権啓発のための出前人権講座や、研修会等に使用するビデオやDVD等の教材の貸出しをしています。平日9:00~16:30
子どもの人権110番 (静岡地方法務局)	0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん) 子どもが発する信号をつかみ、解決に導くための電話相談です。小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布。平日8:30~17:15
LINE 人権相談 (静岡地方法務局)	ID : @snsjinkensoudan で検索 いじめ・DV・差別・インターネット上の誹謗中傷など人権に関する相談を受け付けています。平日8:30~17:15
少年サポートセンター (静岡県警察本部少年課)	0120-783-410 (各地区共通番号) 少年の非行・犯罪被害に関する相談窓口です。平日8:30~17:15
子どもの権利に関する相談 (静岡県弁護士会)	054-252-0008 (静岡) 053-455-3009 (浜松) 055-931-1848 (沼津) いじめや体罰などの学校での困り事や児童虐待、非行などの相談窓口です。相談申込に応じ相談日時を決定します。(初回無料)
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	女性相談 0558-23-7879 (賀茂) 055-925-7879 (東部) 054-272-7879 (中部) 053-456-7879 (西部) ※全て中部地区に転送されます。インターネット相談もあります。 月火木金 9:00~16:00, 水14:00~20:00, 第2土曜13:00~18:00 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ 男性相談 054-272-7880 第1・3土曜13:00~17:00 
児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (いちはやく) 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。24時間対応。
ふじのくにLGBT電話相談	0120-279-585 性のあり方に関する悩みや困りごとについてお話しください。御本人だけでなく、家族、友人、職場や学校の関係者も相談できます。(秘密厳守・匿名OK・相談無料) 第1火曜日、第3土曜日 18:00~22:00

6 人権教育に関するDVD・書籍の活用

静岡県教育委員会では、人権啓発DVD・書籍の貸出を行っています。詳しい情報は、静岡県教育委員会のHPを御覧ください。

▶▶▶ 静岡県教育委員会 人権教育ホームページから
「貸出用人権教育DVD・書籍」を検索して下さい。



また、静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）ライブラリーでもDVD・ビデオ・書籍を貸し出しています。

貸出手続及び資料一覧については、人権啓発センターHPにて御覧ください。

▶▶▶ 静岡県人権啓発センターホームページから
「人権啓発ビデオ検索及び資料案内」を検索して下さい。



【表紙絵】表紙のパネルやポスターは、静岡県人権擁護委員連合会の御協力により、コンテスト等に応募があった県内の子どもたちの作品から掲載させていただきました。

令和5年度 静岡県人権教育の手引き

「想像しよう 共感しよう」－気付きから行動へ－

発行 令和5年3月
発行者 静岡県教育委員会 教育政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-3133
F A X 054-221-3571
U R L <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/jinkenkyouiku.html>
E-mail kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp



磐田市立磐田西小学校 6年
井上佳乃さん



藤枝市立葉梨中学校 3年
大石莉穂さん



富士市立鷹岡中学校 2年
市川千鶴さん



三島市立錦田小学校 5年
杉山姫花さん



この印刷物は、22,500部作成し、1部あたりの印刷費用は35.4円です。
この印刷物の出版にあたっては、(公財)はごろも教育研究奨励会の助成を受けています。

(紙へのリサイクル可)